

入札の公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成29年8月18日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三輪 茂

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 門別競馬場糞尿処理施設整備工事
- (2) 工事場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から平成29年11月30日まで
- (4) 工事概要 入札説明書による

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、北海道の競争入札参加資格者名簿に記載されている単体企業であって、(1)の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体企業の主な要件

- ア 発注工事に対応する平成29年度北海道告示第16号に規定する一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号。）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 競争入札参加除外措置要領の規定による競争入札等から入札参加を除外されていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有する者であること。
- オ 建設業法第3条第1項の規程による許可を受けていること。
- カ 日高・胆振東部に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- キ 平成12年度以降に本工事と同種（堆肥舎等）と認められる工事を元請として施工した実績を有する者であること。
- ク 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。
- ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- コ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- サ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

3 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

- (1) 交付期間 平成29年8月18日（金）から平成29年8月28日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 交付方法 直接交付又は北海道競馬のホームページからダウンロードすることができる。
(<http://www.hokkaidokeiba.net/>)
- (3) 交付場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括G

4 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に關係書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 提出期間 平成29年8月18日（金）から平成29年8月28日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括G

(3) 提出方法 持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

5 予定価格等

(1) 予定価格 事後公表とする。

(2) 最低制限価格 設定していない。

(3) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(4) 初度の入札執行時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求められることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

6 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) この入札は、公開する。

(3) その他不明な点は、一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括G
(電話番号 01456-2-2501)に照会すること。

入札説明書

この入札説明書は、平成29年8月18日付けで告示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約者

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三 輪 茂

2 入札に付す事項

- (1) 工事名称 門別競馬場糞尿処理施設整備工事
- (2) 工事場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から平成29年11月30日まで
- (4) 工事概要 造成工（土砂敷均し、締固め）
縦壁工（型枠工、コンクリート打設）
土間工（下層路盤工、コンクリート舗装）
ピット工（RC二次製品設置）

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、北海道の競争入札参加資格者名簿に記載されている単体企業であって、(1)の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体企業の主な要件

ア 発注工事に対応する平成29年度北海道告示第16号に規定する一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号。）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 競争入札参加除外措置要領の規定による競争入札等から入札参加を除外されていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有する者であること。

オ 建設業法第3条第1項の規程による許可を受けていること。

カ 日高・胆振東部に本店、支店又は営業所を有する者であること。

キ 平成12年度以降に本工事と同種（堆肥舎等）と認められる工事を元請として施工した実績を有する者であること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

ク 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

コ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本契約若しくは人的関係がないこと。

サ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、サ及びシにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当該者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（旧商法第 211 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 12 号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式）に次の書類を付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書（別記第 2 号様式）

イ 類似工事施工実績を証明する書面（別記第 3 号様式）又はこれに代わる書面（契約書の写し）並びに共同企業体協定書及び付属協定書の写し。

ウ 特定関係調書（別記第 5 号様式）（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、その都度提出すること。）

エ その他理事長が必要と認める書類

(2) 提出期間

平成 29 年 8 月 18 日（金）から平成 29 年 8 月 28 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出場所

沙流郡日高町富川駒丘 7 6—1 門別競馬場内
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括 G
電話番号 01456-2-2501

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受付ない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 3 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行いその結果を平成 29 年 8 月 29 日（火）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）は、当該通知をした後、書面により入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

なお、書面の提出先は次のとおりとする。

沙流郡日高町富川駒丘 7 6—1 門別競馬場内
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括 G

(2) 理由の説明は、書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

沙流郡日高町富川駒丘 7 6—1 門別競馬場内
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括 G

8 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 事務所会議室
- (2) 入札日時 平成29年8月30日(水) 午前11時

9 郵便等による入札

- (1) 郵便等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

10 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
免除する。

13 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。また、北海道競馬のホームページからダウンロードすることができる。

(<http://www.hokkaidokeiba.net/>)

ア 閲覧期間 平成29年8月18日(金)から平成29年8月28日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括G

- (2) 設計図書に関する質問は書面によるものとし、回答も書面によるものとする。

ア 受付期間 平成29年8月18日(金)から平成29年8月28日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場内
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部 総括G

14 支払条件

- (1) 前金払
前金払はしません。
- (2) 部分払
部分払はしません。

15 落札者と契約を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは契約を行わない。

16 契約書作成の要否

必要とする。

17 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定していない。
- (3) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (4) 初度の入札執行時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になり、また、再度入札を行う場合にあっては、内訳書に不備があった入札者は再度入札に参加できないことになるので注意すること。

18 その他

- (1) 開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (3) この入札の執行は、公開する。
- (4) この入札は、取りやめること又は延期することができる。
- (5) その他入札に関し不明な点は、一般社団法人北海道軽種馬振興公社総務部に照会する。

競争入札心得

(総則)

第1条 一般社団法人北海道軽種馬振興公社（以下「公社」という。）が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者は除く。）は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提供してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は公社理事長（以下「理事長」という。）の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして理事長が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(注) この条項は、契約内容が製造その他についての請負に該当する場合に適用する。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第 14 条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、公社に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の 100 分の 5 に相当する額の違約金を公社に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第 15 条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第 16 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第 17 条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第 18 条 前条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 19 条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第 20 条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三 輪 茂 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

⑩

連絡先(担当者・TEL)

平成29年8月18日付けで入札告示のありました次の契約に係る競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 契約の名称

門別競馬場糞尿処理施設整備工事

2 日高・胆振東部の市町村内の営業所等

3 添付書類

- (1) 類似契約履行実績調書(別記第2号様式)
- (2) 契約履行実績を証明する書面(別記第3号様式)又は契約書の写し
- (3) 特定関係調書

注1 この申請書には、表面に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼付した返信用封筒を併せて提出すること。

2 「印」は、法人にあっては代表取締役の印、個人にあっては代表者の印を押すこと。

類似契約履行実績調書

申請者名

工事契約名	工事の内容	発注機関名	履行場所 (市町村名)	契約金額(円)	工事期間			
					自平成	年	月	日
					至平成	年	月	日
					自平成	年	月	日
					至平成	年	月	日

【記載方法について】

- 1 告示において明示した契約の目的と種類及び規模をほぼ同じくする契約にかかる履行実績について記載すること。
- 2 国(公団を含む)又は地方公共団体(地方住宅供給公社を含む。)との契約を優先的に記載すること。
- 3 2に次ぐ優先順位として、金額の多い契約を優先的に記載すること。
- 4 1、2に該当する契約を3件以上有する場合は、3、4により2件まで記載すること。
- 5 類似契約履行実績を証明するものとして、別記第3号様式(契約履行実績証明書)又は契約書の写しを添付すること。
※ 契約書の写しを添付する場合は、「本書内容について誠実に履行が完了したことを誓約します。」等の文言及び代表者職・氏名を記載し代表者印を押すこと。
- 6 この様式は、申請者が中小企業等共同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された中小企業等共同組合及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立された共同組合の場合は、各構成員ごとに作成すること。

契約履行実績証明書

(発注者)

様

(受注者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の契約を履行したことを証明願います。

事業年度	工事契約名	工事の内容、規模	履行場所 (市町村名)	契約金額(円)	工事期間	契約年月日	履行状況 (良・否)

上記契約を履行したことを証明します。

平成 年 月 日

発注者(証明者)

印

注 この様式は、類似契約履行実績を証明するために使用すること。

特 定 関 係 調 書

平成 年 月 日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社
理事長 三 輪 茂 様

申請者
住所
商号又は名称
代表者氏名

特定関係（資本関係又は人的関係）については、次のとおりです。

記

1 発注工事に係る設計業務等の受託者との特定関係 []

2 他の「北海道建設工事競争入札参加資格者」との間における特定関係 [あり・なし]

(1) 資本関係がある他の資格者

ア 親会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

イ 子会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

(2) 人的関係がある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

- 注1 1については、「発注工事に係る設計業務等の受託者と特定関係がない」ことが参加資格の要件なるため、特定関係がないことを確認の上、[]に「なし」と記載し申告すること。
- 2 2はどちらかを○印で囲み、「なし」の場合には以下の欄に記載する必要はない。
- 3 資本等で関係のある他の資格者を記載するときは、本工事の入札説明書等で表示されている北海道の競争入札参加資格（格付のある資格の場合は、格付及びみなし格付を含む。）を有する者を記入すること。そのため、本工事の入札説明書等で表示されている資格以外の資格を有する者については、記載する必要はない。
- 4 資本等で関係のある他の資格者が、他の共同企業体を結成し、かつ、その共同企業体の代表者である場合も同様に記載すること。
- 5 「所在地（市町村名）」については、道内の資格者は「主たる営業所が存する市町村名」を、道外の資格者は、「主たる営業所が存する都道府県名」を記載すること。
- 6 当該調書提出後、入札執行までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、その都度提出すること。

公 示 用

当 初

平成29年度

門 別 競 馬 場 糞 尿 処 理 施 設 整 備 工 事

門 別 地 区

工 事 仕 様 書

一 般 社 団 法 人 北 海 道 軽 種 馬 振 興 公 社

連 絡 先

一般社団法人 北海道軽種馬振興公社

所 在 地 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1

T E L 01456-2-2501

F A X 01456-2-2503

責任者職氏名 事務局長 松平 孝

契約書第1条第1項に規定する仕様書は、本書による。

I 総 則

本工事の施工に関しては、本特記仕様書によるほか、北海道農政部制定(平成29年2月版)の「農業土木工事共通仕様書」及び関係法規・規則等を遵守し行うものとする。

II 概 数

- ① 数量は概数であり必要に応じて設計変更を行う。
- ② この工事では、設計変更図面の作成（設計変更図書の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。
- ③ 概数に係る工事の施工にあたっては、必要に応じて施工図等を作成の上、工事監督員と着手前に十分協議をすること。
- ④ 付帯工の位置の変更等により新たに必要となる項目については、概数確定の対象とする。
- ⑤ 土工量の確定に伴い新たに必要となる項目については概数確定の対象とする。

III 設 計 図 書

添付図については、A3縮小版で編纂を行っている。

IV 全体計画の一部工事

該当 ○印	明 示 事 項

V 不可分工事について

該当 ○印	明 示 事 項

VI そ の 他

この仕様書は設計変更の都度、増廃又は追補する。

Ⅶ その他の事項

該当 ○印	明 示 事 項	施 工 条 件	
		保 管 場 所	
○	1. 凍上抑制層に使用する材料が現地に確保されている。	保管場所	日高町富川駒丘76番地
		保管数量	250 m ³
		特記事項	凍上抑制層に使用すること。
○	1. 盛土部に使用する材料が現地に確保されている。	保管場所	日高町富川駒丘76番地
		保管数量	2000 m ³
		特記事項	盛土整形に使用すること。
		保管場所	
		保管数量	
		特記事項	
		保管場所	
		保管数量	
		特記事項	
		保管場所	
		保管数量	
		特記事項	
		保管場所	
		保管数量	
		特記事項	

1) 上記により難しい場合は、変更することがある。

2. 適用共通仕様書

本工事に適用する「標準仕様書」は下記のとおり。

なお、該当仕様書には○印を付す。

区分	仕様書 番号	仕 様 書 名	適用 仕様書	備 考
	第1章	総則	○	
	第2章	材料仕様書	○	
	第3章	一般施工仕様書	○	
	第4章	土工仕様書	○	
	第5章	無筋、鉄筋コンクリート仕様書	○	
	第6章	用排水路工事仕様書		
	第7章	管水路工事仕様書		
	第8章	ダム仕様書		
	第9章	コンクリート橋上部仕様書		
	第10章	鋼橋上部仕様書		
	第11章	橋梁下部工仕様書		
	第12章	頭首工仕様書		
	第13章	機場下部仕様書		
	第14章	道路仕様書	○	
	第15章	客土仕様書		
	第16章	暗渠排水仕様書		
	第17章	畑かん施設工事仕様書		
	第18章	営農用水・飲雑用水工事仕様書		
	第19章	草地造成改良工事並びに草地開発、草地造成改良改良工事仕様書		
	第20章	植栽仕様書		
	第21章	地すべり防止工仕様書		
	第22章	推進工仕様書		
	第23章	区画整理工事仕様書		
	第24章	砂利道路面処理工事仕様書		
	第25章	海岸保全施設整備工事仕様書		
	第26章	ため池改修工事仕様書		

無筋・鉄筋コンクリート工特記仕様書

I 品質・規格

本工事で使用するコンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、下記の条件による。

構造物名称	コンクリート種別	セメントの種類	備考
縦壁工	C-1	混合B種	
	RC-1	混合B種	
ピット工	C-1	混合B種	

II 構造物品質確認調査

本工事で施工する下記構造物（農業土木工事施工管理基準「品質管理基準 1セメント・コンクリート」に規定する構造区分・規格以外のもの）の品質を確保するため、「テストハンマーによる強度推定調査」及び「ひび割れの発生状況調査」を行うこと。

調査方法は、農業土木工事施工管理基準の「参考 2 試験方法」の規定による。

□構造物名称

1 縦壁工

2 土間工

3

III 施工目地等

目地材 ~~珪カ系、ゴム発泡体、樹脂発泡体（密度 g/cm^3 以上級）~~

止水板 ~~塩ビ製 FF, CF, CG~~

IV 防寒養生

本工事における防寒養生等については下記による。（該当項目は○印で示す）

	<ul style="list-style-type: none">本工区の防寒養生、防寒囲い（以下「防寒」という。は計上していないが、契約工期内における妥当な工程において、実際に防寒が必要と認められる場合には、その工程に基づき工事監督員と協議すること。
	<ul style="list-style-type: none">天候不順等の異常気象により平年と著しく差異が生じた場合は、防寒養生及び防寒囲いについて工事監督員と協議すること。 ※平年とは、最近5年間の気象データに基づく平年値である。
○	<ul style="list-style-type: none">該当なし

再生骨材の特記仕様書

本工事の核の部分については、コンクリート再生骨材の使用を原則とする。

ただし、これにより難しい場合は、工事監督員と協議すること。

使用範囲	骨材規格	施設名	所在地	備考
基礎材	0~80mm	縦壁工	日高町富川駒丘76番地	
路盤材	0~40mm	土間工		
基礎材	0~80mm	ピット工		

I 一般

- 1 コンクリート再生骨材の品質管理は、製造者の試験成績書によること。
移動式破砕機による現場内あるいは一時保管施設において製造する再生骨材の品質は、その代表するコンクリート塊により製造したもので試験を行い確認する。

II 品質規格

- 1 コンクリート再生骨材の品質規格は「農業土木共通仕様書」第2章材料仕様書の規定によるものとする。
- 2 コンクリート副産物を再生砂に使用するにあたっての品質基準は、以下のとおり。
 - 1) コンクリート再生骨材による基礎砂は細粒分（75 μ m以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。
 - 2) コンクリート再生砂にあっては、六価クロムについて平成3年8月23日付け環境庁告示46号に規定されている測定方法に基づき、予め土壤の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。

堆肥製造施設工事特記仕様書

I 一般事項

1 保安対策等

- 本工事は、厩舎等に近接して施工を行うことから、杭打地業、機械作業等にて騒音・振動が発生する恐れがある時は、事前に受益者及び周辺農家と調整を図ること。
また、バリケード・ネット等により施工区域を区分し、保安対策を講じること。

II 施工

1 すき取り物処理について

- ・当該工事にて発生するすき取り物は、受益者と打ち合わせの上、処理すること。

2 地盤支持力の確認について

- ・下記の箇所にて平板載荷試験を行い、支持力を確認し、工事監督員に報告すること。
- ・地盤の平板載荷試験を行うときは、工事監督員の立ち合いを受けること。

構造物名	場 所	許容支持力	備 考
壁 部		96.25 kN/m ²	
土間部		34.63 kN/m ²	
ピット		49.99 kN/m ²	

3 コンクリートについて

- ・無筋・鉄筋コンクリート工特記仕様書による。

III 擁壁工

1 現場打ちコンクリートの場合

本工事は、現場打ちコンクリートによる施工としているが、プレキャスト擁壁（既製品）による施工を希望する場合は、施工承認図、構造計算書等を工事監督員に提出し承諾を得ること。

2 プレキャスト擁壁の場合

(1)施工に先立ち、プレキャスト擁壁標準割付図、各形状図、承認図、構造計算書等を作成し、工事監督員に報告すること。

(2)プレキャスト擁壁の連結は(〇〇m以上)を1スパンとして連結できるもの、又は全てを連結できるものとする。

なお、壁への押圧力は(〇〇tf)で、滑動しないこと。

(3)分割部分は、ダウエルバー等を設置し、ズレ防止の処置を講じること。

(4)全ての連結部分で目地を施工すること。なお、工法は設計図によるが、示されていない時は、工事監督員と協議すること。

工事支障物件等関係

該当 ○	明示事項	施設管理者	位置	管理者 との協議	移設時期	工事 方法	立会の 要 否
	支障物件						
	北 電 柱	北海道電力 〇〇営業所			〇月〇日	移設	要
	N T T 柱	〇〇営業所 NTT北海道			〇月〇日	移設	要
	NTTケー ブル	〇〇営業所 NTT北海道			〇月〇日	移設	要
	上 下 水 道 管	水道課 〇〇町役場			〇月〇日	同時期に 施工	
○	該当なし						

※ 地上・地下の既設公共施設の被害防止について

電気、通信、水道等社会生活に重大な影響を及ぼす既設公共施設については、特段の注意を払った工事現場の管理を行わなければならない。

1) 地上・地下の既設公共施設の確認

工事施工前において、工事ヶ所及びその周辺にある既設公共施設の確認を確実に行うこと。
なお、確認結果は、工事監督員に報告すること。

2) 施設管理者との協議等

工事により施設に影響を及ぼすおそれの有る場合は、施設管理者の指示を受け、その必要な保安処置を講じること。

既設公共施設が有る無しに関わらず、速やかに施設管理者と協議を行うこと。

3) 施工計画書の提出

施工計画書には、施設管理者との協議、指示内容及び保安処置について、具体的に記載し、工事監督員に提出すること。なお、該当施設が無い場合であっても、その旨記載する。

4) 工事の着手

施工計画書の提出及び事故防止保安処置を講じた後でなければ、工事に着手してはならない。

5) NTT通信設備について

工事施工前において、施設管理者と事前打合せを行い、（特に地下埋設物）その内容を施工計画書に明記すること。なお、工事標識に協議済シールを貼ること。

6) 北電設備（配電線・送電線）について

工事着手前において、施設管理者と打合せを行い、その内容を施工計画書に明記すること。

7) 市町村施設について

工事着手前に、関係市町村と事前打合せを行うこと。

段階確認

段階確認事項は、特に重要な事項について共通仕様書に基づき監督員が検査・確認等を行う事項である。このほか現場代理人が技術的検討・判断を要する事項についても同様に監督員が確認等を行う。これらを円滑に行うためには、適正な工程管理が不可欠であり、適期に段階確認事項の内容及び時期等について協議することが必要であることから監督員と協議のうえ、段階確認予定表（別表1）を工事着手前に提出するものとする。

なお、詳細な時期及び施工箇所については、監督員と協議のうえ、段階確認願（別表2）を作成し、監督員に提出するが、立会が出来ない場合については、監督員が机上での確認を行い、段階確認の代わりとすることが出来る。

段階確認結果については、段階確認結果表（別表3）により監督員に報告し、現場代理人並びに監督員双方押印するものとする。

段階確認願は、別表2によるものと、記載要領は次のとおりとする。

〔段階確認願記載要領〕

- ① 工種細別施工予定時期は、監督員と協議のうえ決定する。
- ② 設計変更等により、新たな段階確認事項が増となった場合は、追加分について提出するものとする。
- ③ 施工予定時期、工事箇所が変更もしくは詳細が決定した場合は、別途施工協議簿等で協議するものとする。
- ④ 記載欄が不足する場合は、複数枚で作成してもよい。
- ⑤ 現場代理人欄には、必ず認印を押印するものとする。

段 階 確 認 簿 (第 回)

監 督 員

提出年月日 平成 年 月 日

受注会社名

現場代理人

⑩

工 事 名 平成29年度 門別競馬場糞尿処理施設整備工事 門別 地区

下記について、段階確認をお願いします。

No	段階確認事項			実施希望日 及び場所	内容
	工種	細別	確認事項		
1					
2					
3					
4					
5					

注 1 : 確認方法等の案を記載のこと。

上記の段階確認について、以下のとおり実施します。

実施日時	平成 年 月 日	実施担当者名	
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作工場 <input type="checkbox"/> (実施場所)		
実施方法	<input type="checkbox"/> 机上 (書類提出) <input type="checkbox"/> 臨 場		
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量結果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等		
	<input type="checkbox"/> 施工管理記録 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)		
特記事項			

段 階 確 認 結 果

監 督 員	現場代理人

平成 年 月 日 実施の段階について別紙測定結果のとおり、

規格値内であり、適切に施工されている。(補助監督員等からの連絡を含む)確認が必要である。(連絡があり再確認が必要)

		協議年月日	平成 年 月 日
	記 載 者	記 載 内 容	
協議事項			
実施日時	平成 年 月 日	実施担当者名	
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作工場 <input type="checkbox"/> (実施場所)		
実施方法	<input type="checkbox"/> 机上 (書類提出) <input type="checkbox"/> 臨 場		
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量結果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等		
	<input type="checkbox"/> 施工管理記録 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)		
特記事項			

(主旨)

本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける場合に、事前に提出し協議するものである。

- 1 該当する□にシを記入すること。
- 2 本様式は、現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。
- 3 段階確認の結果及び指示事項については、野帳の写しや工事施工協議簿等にて明らかにすること。

別表 3-1

<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 書		(第 回)	
工 事 名	平成29年度 門別競馬場糞尿処理施設整備工事 門別 地区		
工種、細目等			
事 項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議		
		
		
		
		
□添付資料名			□図面 全 葉
【監督員】		平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 上記事項について <input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 協議 します。 <input type="checkbox"/> 特記事項			
.....			
【現場代理人】		平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 上記事項について <input type="checkbox"/> 了解しました。 <input type="checkbox"/> 再検討願います。 <input type="checkbox"/> 協議内容について合意します。 <input type="checkbox"/> 再度協議願います。 <input type="checkbox"/> 特記事項			
確認欄	監督員	現場代理人	

(主 旨)

本様式は、工事に必要な指示、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。

(作成上の注意)

- 1 該当する□内にレを記入すること。
- 2 確認欄には、押印又はボールペンでサインすること。

建設副産物関係

1 廃棄物

該当	明示事項	積算上の施工条件		
		搬出処理施設名	所在地	運搬距離
○印	廃棄物の種類			
	すき取り物	(株)〇〇処分場	〇〇町〇番地	〇〇km
	抜根物			
	泥土			
	アスファルト塊	8-2.「建設リサイクル法に係る対象建設工事」による。		
	コンクリート塊	8-2.「建設リサイクル法に係る対象建設工事」による。		
	建設木くず	8-2.「建設リサイクル法に係る対象建設工事」による。		
	廃プラスチック			
	金属くず			
	建設汚泥			
	アスベスト			
○	該当なし			
留意事項		1) ここで示すすき取り物とは草等のことであり、泥土とは、産業廃棄物として処分する場合を指す。 2) 一時保管を行う場合の指示掲示板記載例は、農業土木共通仕様書の「参考資料2」による。		

- ※ マニフェストの工事監督員への指示により、適正な処理の流れと量の確認を得ること。ただし、完成検査時には原本を持参すること。
- 1) 上記の施工条件により難しい場合は、変更することがある。
 - 2) 上記の各処理施設は積算上最寄りの施設であり、その他の処理施設への搬入をする場合には、受入条件等を確認の上、適正に処理を行うものとする。
また、施工計画書に産業廃棄物処分業許可証等の写しを添付し、承諾を得ること。
 - 3) すき取り物・金属くずの処理については、施設への搬入前に事前に単位当たりの処理数量（t、m³等）の確認を行い、報告すること。
 - 4) 各産業廃棄物の処理については、建設副産物適正処理マニュアル(北海道農政部版)参照すること。
なお、提出様式等については、北海道農政部事業調整課HPを参照すること。

2 建設リサイクル法に係る対象建設工事

- 1) この工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- 2) 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルト塊）は下表のとおり再資源化等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。
なお、処分場所は積算上の明示条件であり、処分場所を指定するものでないため、受注者が提示する処理施設と異なっても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項で変更が生じた場合は必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。
また、工事状況・再資源化等施設の状況により、変更が必要な場合は、その理由並びに必要な書類を提出の上、変更等について工事監督員と協議すること。

特定建設資材廃棄物	処分場	運搬距離 (片道)	処理方法	受入条件
コンクリート塊		k m	再資源化・最終処分	粒径 〇〇cm以下
コンクリート塊 (二次製品)		k m	再資源化・最終処分	粒径 〇〇cm以下
アスファルト塊		k m	再資源化・最終処分	粒径 〇〇cm以下
発生木材 (抜根・抜材除く)		k m	再資源化・焼却施設 ・最終処分	長さ 〇〇cm以下

※処分場所は、受け入れ可能な施設のうち、積算上運搬費も含めて最も経済的な処理施設を想定している。

- 3) 受注者の都合により再資源化施設等の変更を行った場合、施設健康後に搬出数量の変更を行うときは、当初想定した施設を基準として「受入費」、「運搬費」の費用確定を行うこととなる。
- 4) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書は、建設リサイクルデータ総合システム「CREDas」を基本とする。システムは、次の国土交通省HPからダウンロードできます。

建設リサイクルデータ総合システム「CREDas」
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>

平成29年度

団体営

門別 地区

門別競馬場糞尿処理施設整備工事

見積参考資料

(当初)

一般社団法人 北海道軽種馬振興公社

事業名	門別競馬場糞尿処理施設整備工事
工事名	#REF!

名 称 (規 格)	数 量	単 位	単 価	金 額	番 号	備 考
1 工事価格						
2 ・工事原価						
3 純工事費						
4 ・ ・ 直接工事費	1.00	式				
5 ・ ・ 間接工事費	1.00	式				
6 ・ ・ ・ 共通仮設費	1.00	式				
7 ・ ・ ・ 運搬費～営繕費等 (4+11) × (標準値+補正值)		%				
8 ・ ・ ・ ・ 運搬費						
9 ・ ・ ・ 現場管理費 (4+6+11) × (標準値+補正值)		%				
10 ・ ・ ・ 一般管理費 (4+6+15) × (標準値*補正值+補正值)		%				
11 支給品費						
12 支給品費 (直工・事業損失防止)						
13 処分費等 (直接工事費の内数)						
14 処分費等 (準備費の内数)						
15 ・ ・ ・ 一般管理費等算出用 (現場管理費) (4+6+11) × (標準値+補正值+補正值)		%				

工事名	門別競馬場糞尿処理施設整備工事							
-----	-----------------	--	--	--	--	--	--	--

番号	名称	規格	数量	単位	単価	金額	単価番号	備考
1	・直接工事費							
2	・・造成工		1.00	式				
3	・ダンプトラック運搬	0.3km以下、土砂(Ⅱ)	1,500.00	m ³				
4	・敷均し(ブルドーザ)	普通 15t級	1,500.00	m ³				
5	・締固め(タイヤローラ)	8~20t 低騒音・排対型(1,2)	1,500.00	m ³				
6	・盛土整形_機械	削取整形	150.00	m ²				
7	合計							
8	・・縦壁工	現場打擁壁, H=1.5m, t=15cm	1.00	式				
9	・コンクリート打設	RC-1, 鉄筋構造物, 10≦V<300	59.00	m ³				
10	・コンクリート打設	C-1P, 無筋構造物, 10≦V<300	11.20	m ³				
11	・型枠工	鉄筋構造物	411.00	m ²				
12	・型枠工	均し、基礎	12.90	m ²				
13	・鉄筋加工組立	SD345, D13mm, 一般構造物	3.40	ton				
14	・基礎砂利工	0.20m, 再生骨材80mm級	223.00	m ²				
15	合計							
16	・・土間工	t=15cm	1.00	式				
17	・コンクリート舗装工	t=15cm, RC-1	1,822.00	m ²				
22	・一般養生工		273.00	m ³				
18	・溶接金物設置	径6mm 150×150mm	2,158.00	m ²				
19	・型枠工	鉄筋構造物	7.10	m ²				
20	・下層路盤工	再生骨材40mm級, 0.15m	1,821.00	m ²				
21	・凍上抑制層	砂, 0.10m	1,821.00	m ²				
22	・カッター目地		325.00	m				
23	合計							

平成29年度

堆肥盤調査設計業務

設計図

(縮小図)

一般社団法人 北海道軽種馬振興公社
有限会社 道農測量センター

平成 29 年度
堆肥盤調査設計業務

[設計図]

一般社団法人 北海道軽種馬振興公社

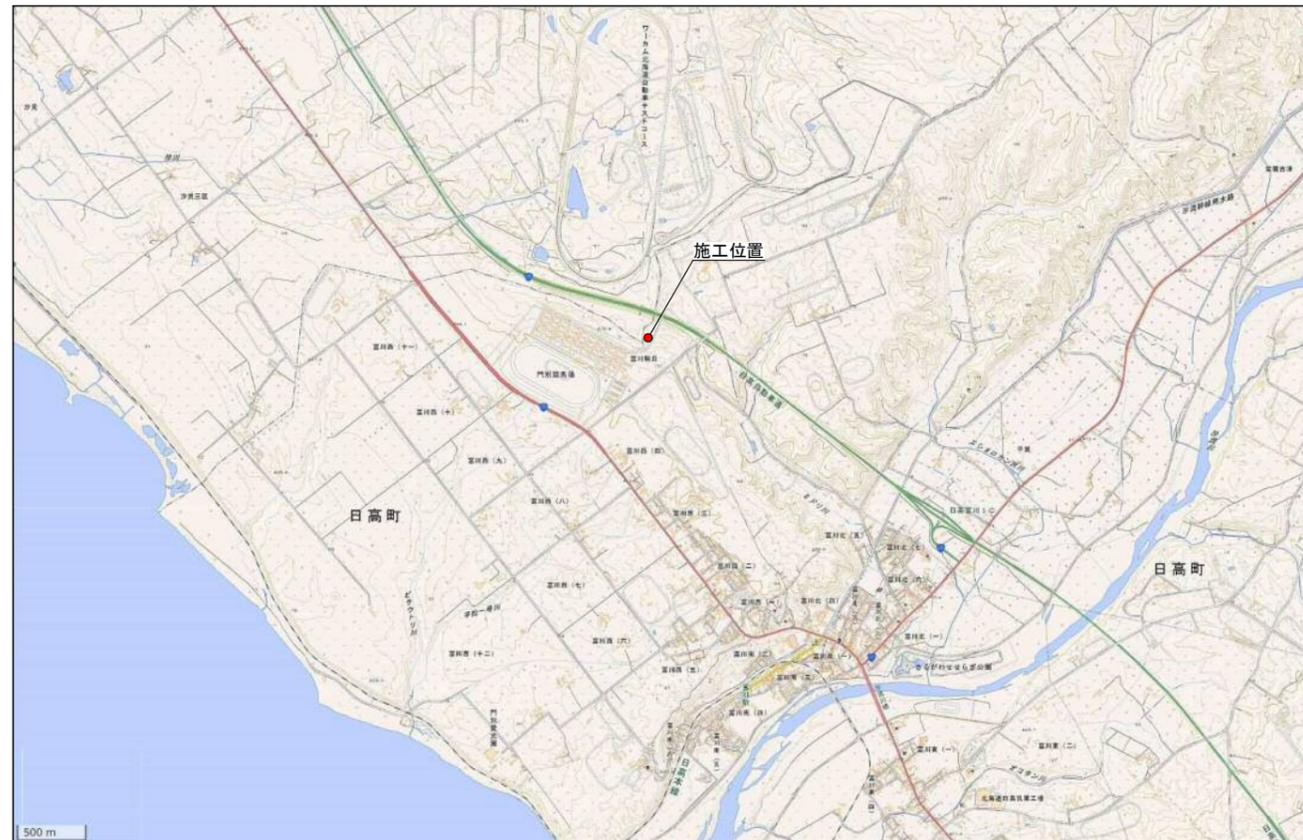
有限会社 道農測量センター

[設 計 図]

1	位 置 図	1/2, 500
2	現 況 平 面 図	1/200
3	計 画 平 面 図	1/200
4	断 面 図	1/200
5	堆 肥 盤 構 造 図(1/2)	1/100
6	堆 肥 盤 構 造 図(2/2)	1/250 1/100 1/30 1/10
7	堆 肥 盤 配 筋 図	1/50
8	汚 水 ピ ッ ト	1/50 1/30
9	製 品 図 (参 考 図)	1/30

位置図

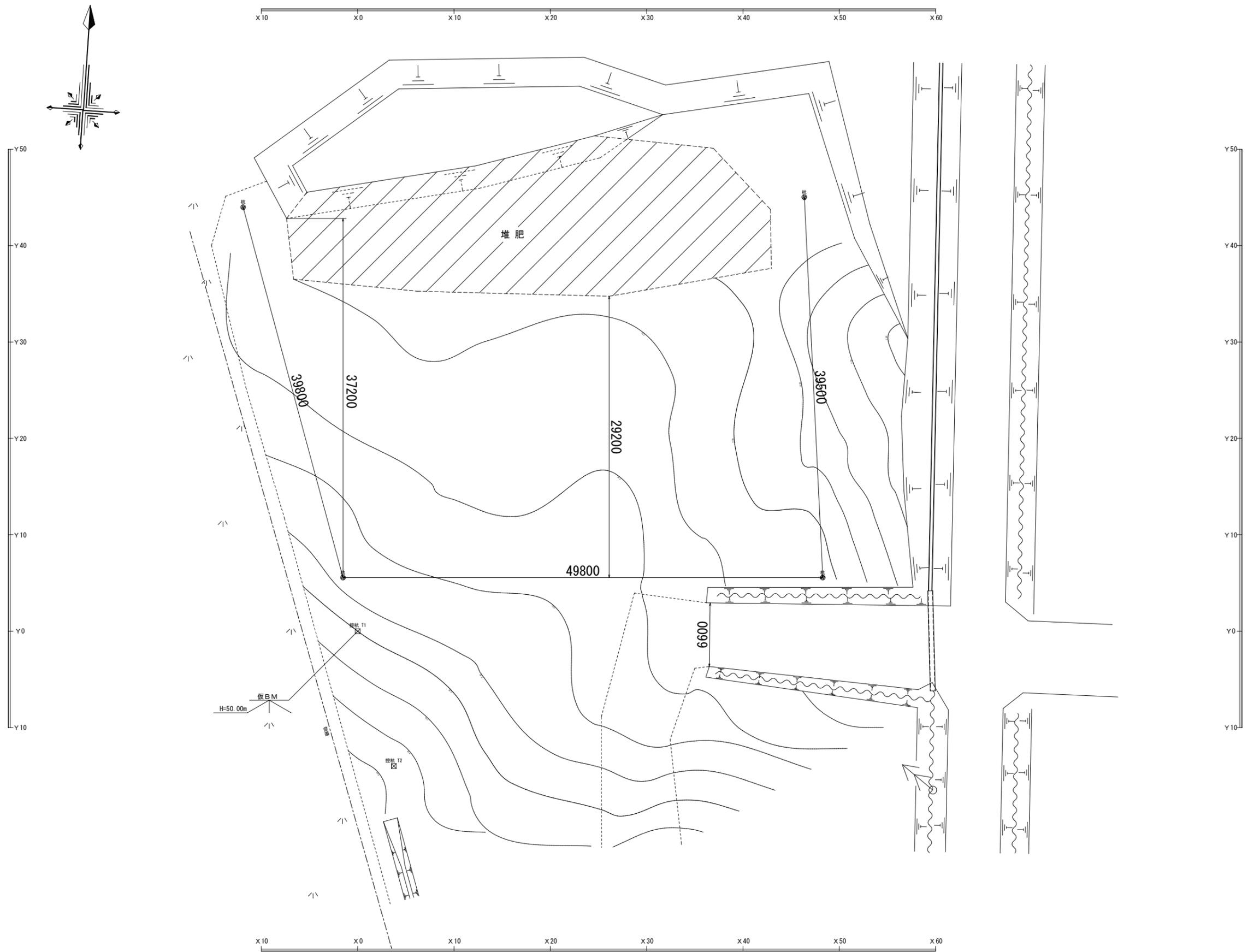
S=1:25,000



工事名	平成29年度 堆肥盤調査設計業務		
図面名	位置図		
作成年月日	平成 29 年 8 月 10 日		
縮尺	S=1:25,000	図面番号	1
会社名	有限会社道農測量センター		
事業者名	一般社団法人 北海道軽種馬振興公社		

現況平面図

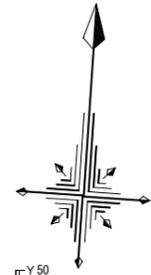
S=1:200



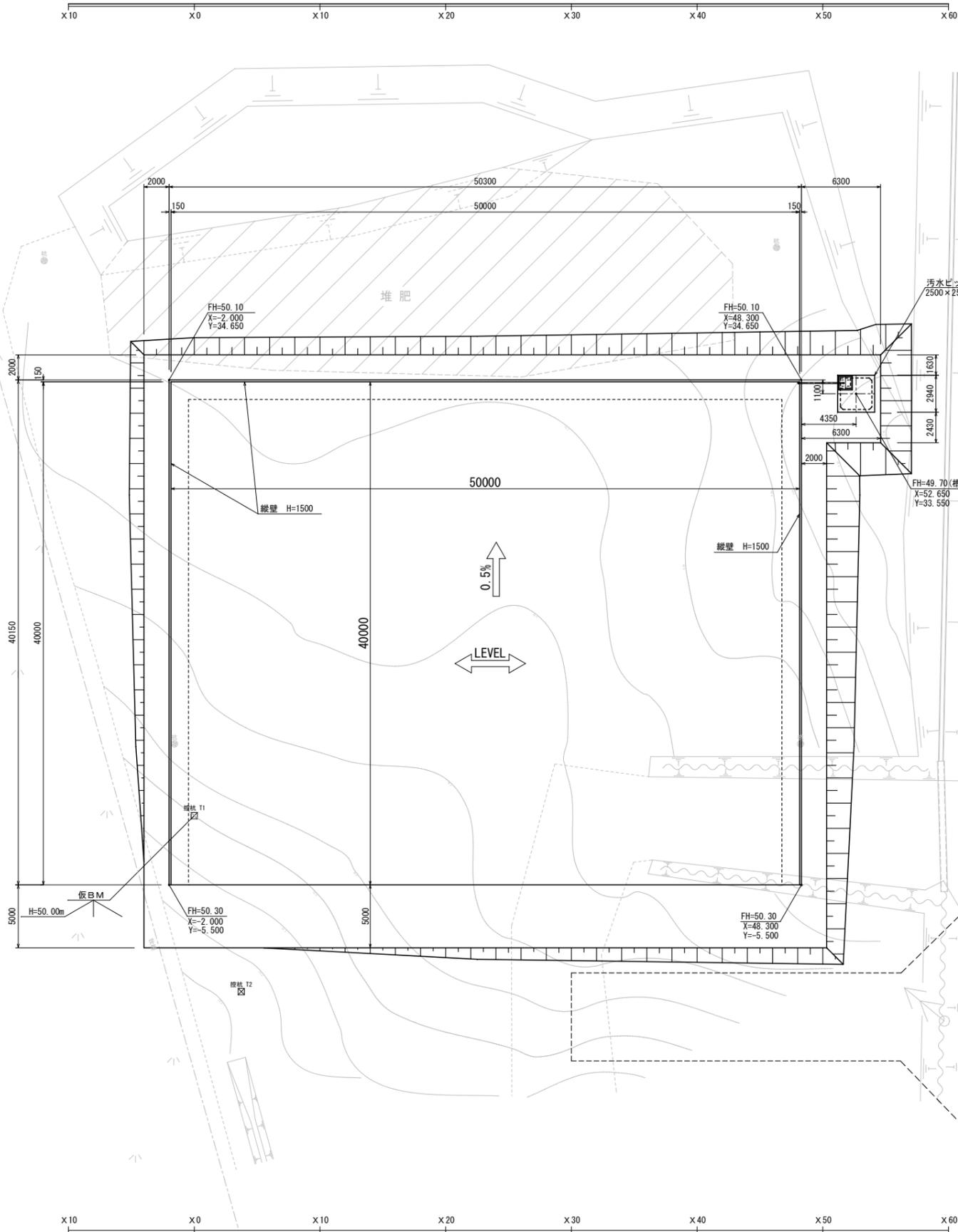
工事名	平成29年度 堆肥盤調査設計業務		
図面名	現況平面図		
作成年月日	平成 29 年 8 月 10 日		
縮尺	S=1:200	図面番号	2
会社名	有限会社道農測量センター		
事業者名	一般社団法人 北海道軽種馬振興公社		

計画平面図

S=1:200



Y 50
Y 40
Y 30
Y 20
Y 10
Y 0
Y 10



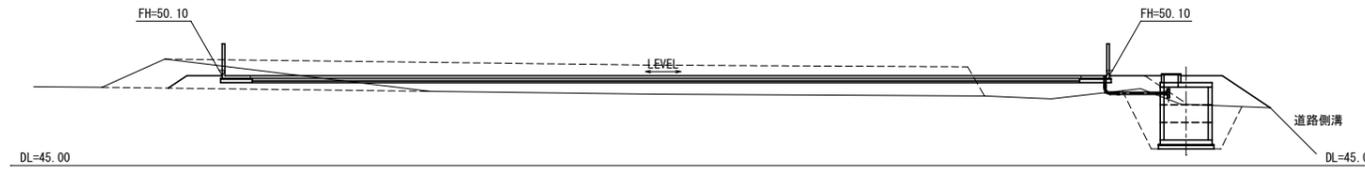
Y 50
Y 40
Y 30
Y 20
Y 10
Y 0
Y 10

工事名	平成29年度 堆肥盤調査設計業務		
図面名	計画平面図		
作成年月日	平成 29 年 8 月 10 日		
縮尺	S=1:200	図面番号	3
会社名	有限会社道農測量センター		
事業者名	一般社団法人 北海道軽種馬振興公社		

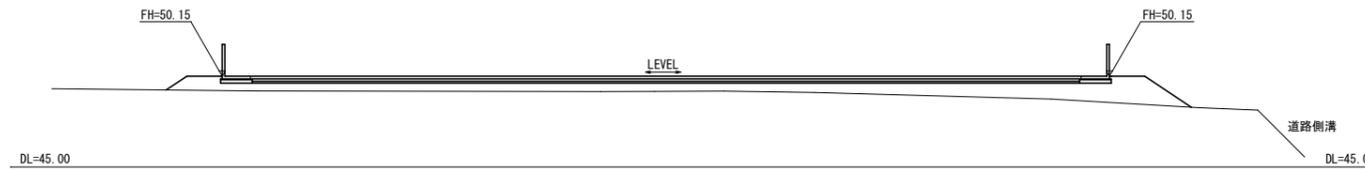
Y 方向断面図

断面図

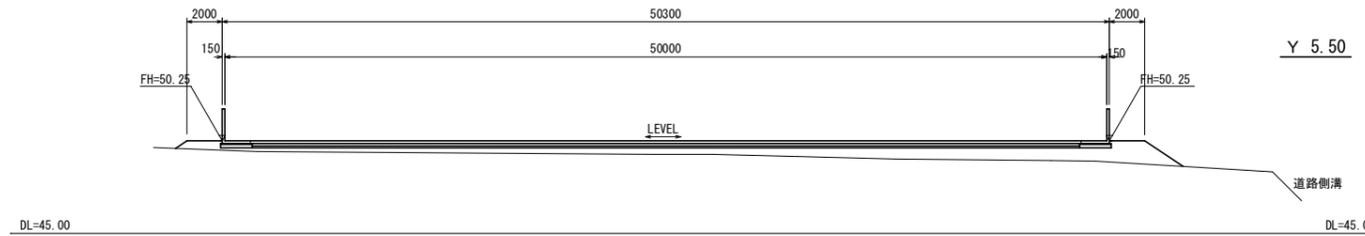
Y 45.50
S=1:200



Y 25.50

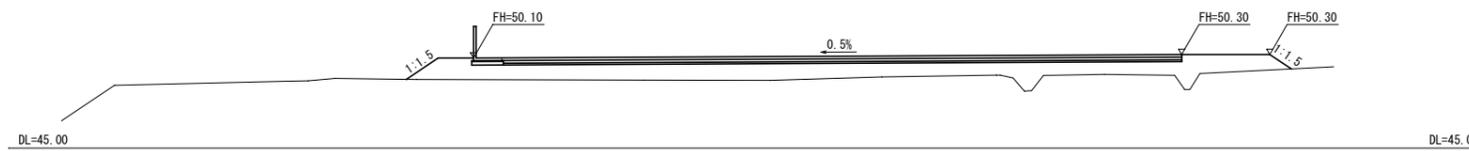


Y 5.50

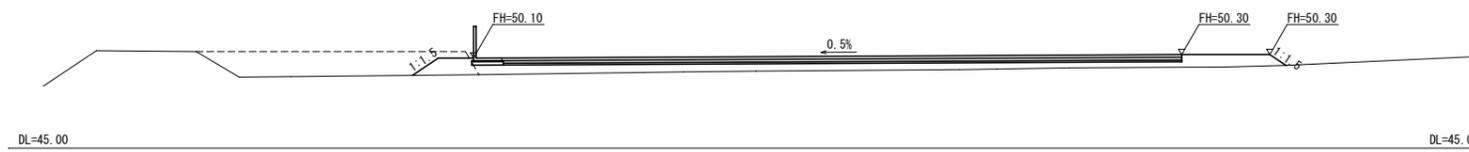


X 方向断面図

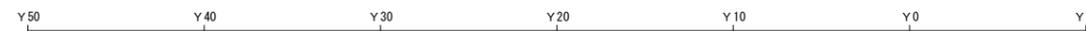
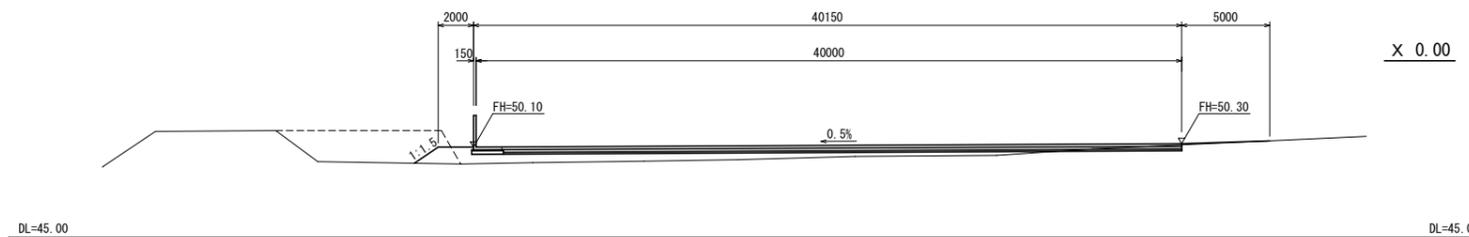
X 45.00



X 22.50



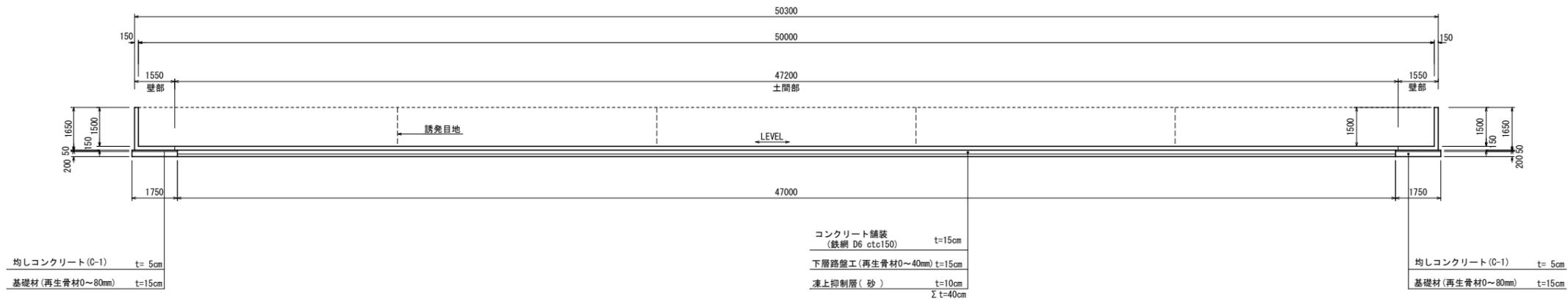
X 0.00



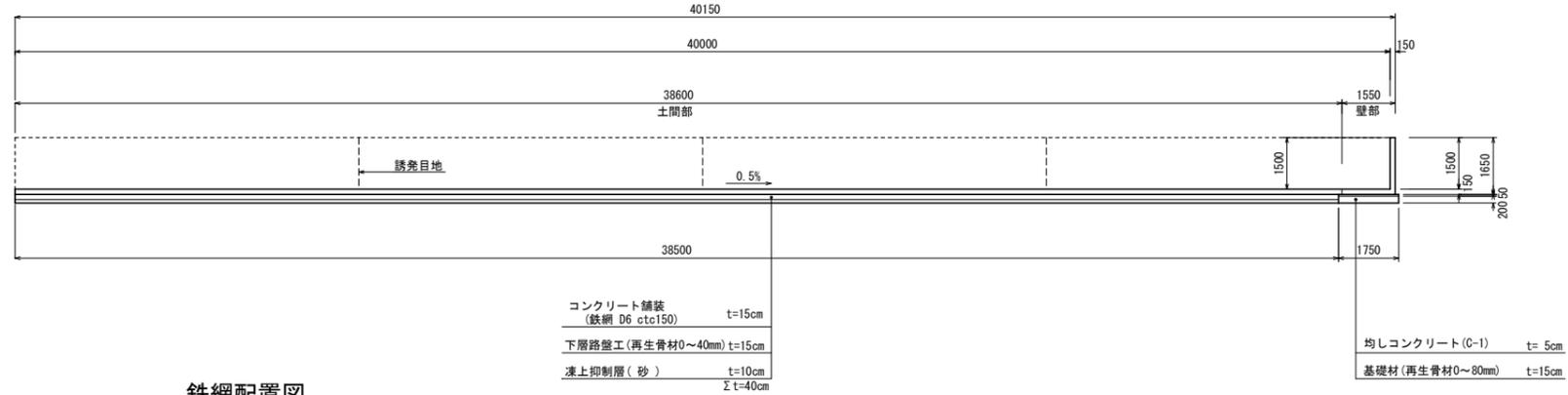
工事名	平成29年度 堆肥盤調査設計業務		
図面名	断面図		
作成年月日	平成 29 年 8 月 10 日		
縮尺	S=1:200	図面番号	4
会社名	有限会社道農測量センター		
事業者名	一般社団法人 北海道軽種馬振興公社		

堆肥盤構造図(2/2)

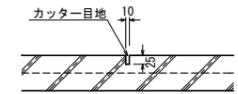
A-A 断面図
S=1:100



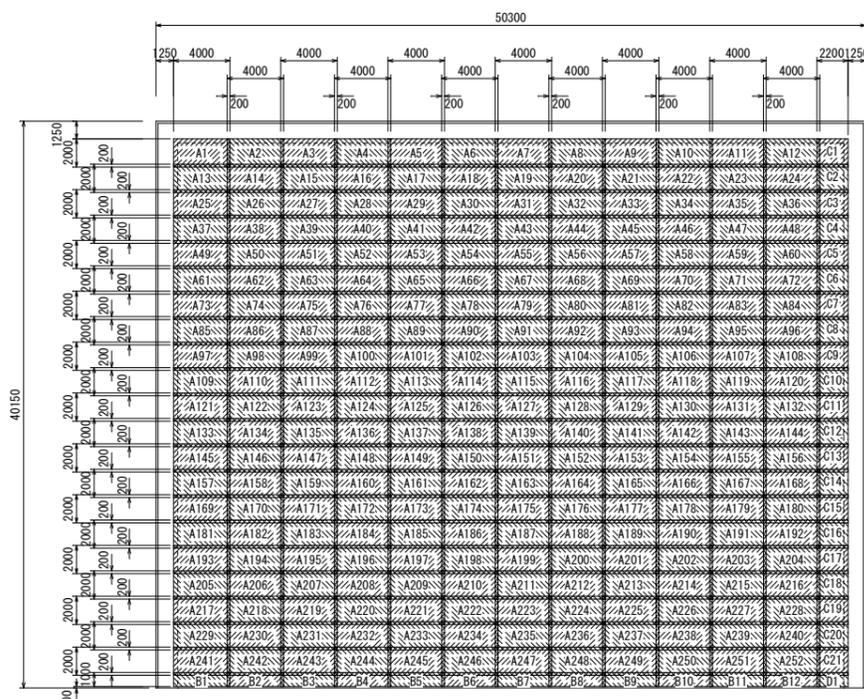
B-B 断面図
S=1:100



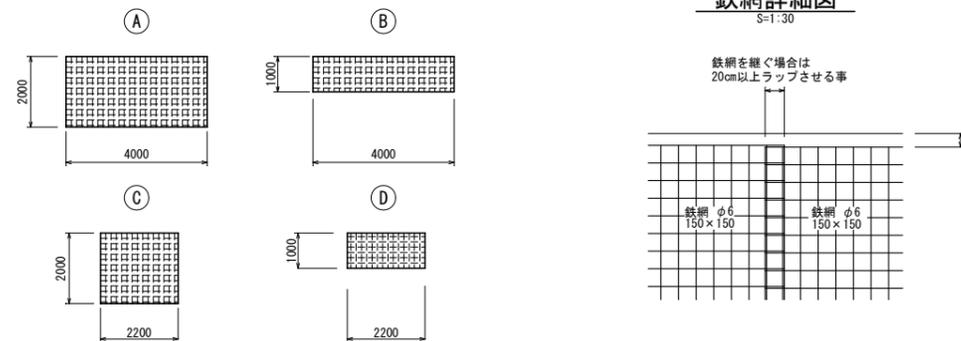
誘発目地
S=1:10



鉄網配置図
S=1:250



鉄網詳細図
S=1:30

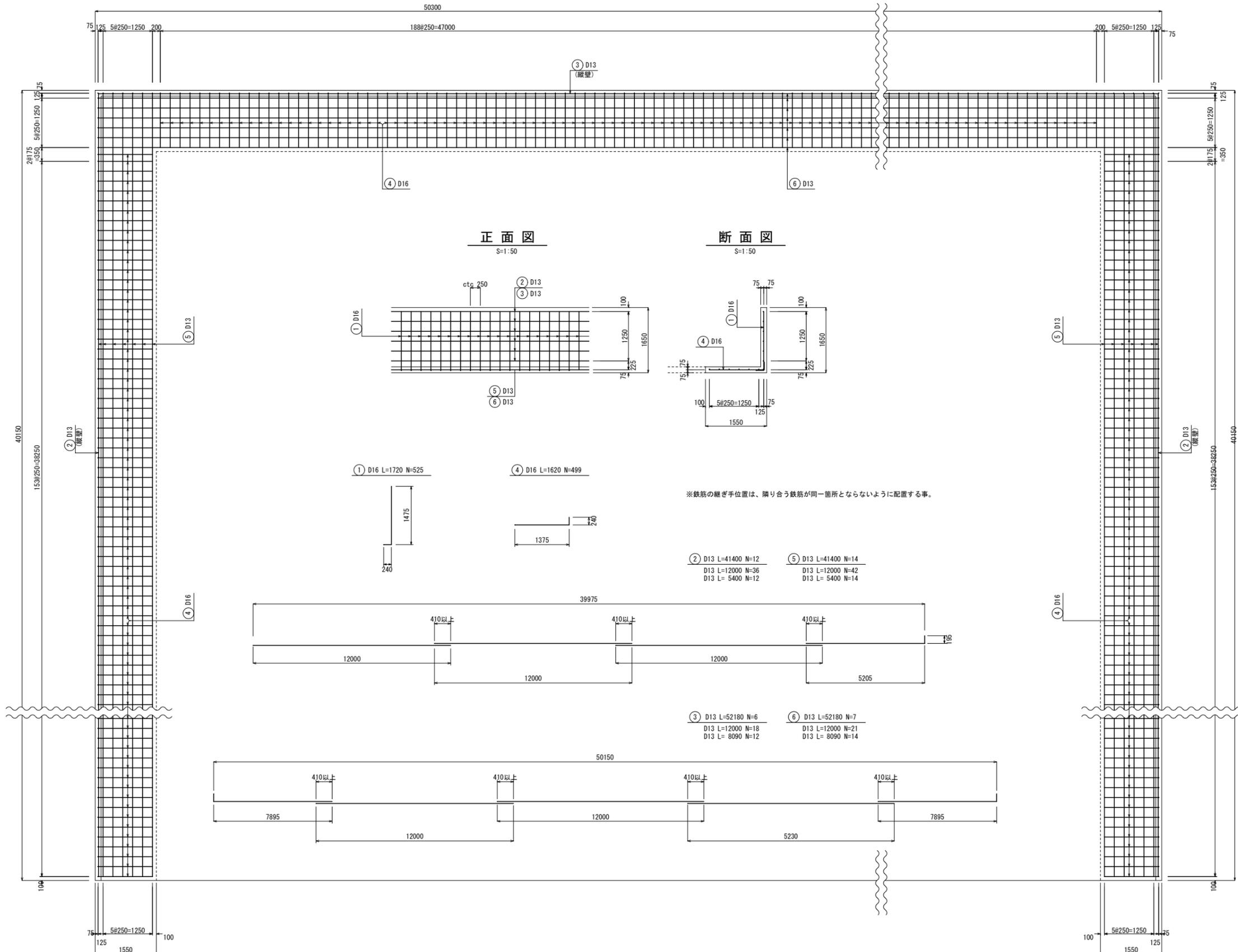


工事名	平成29年度 堆肥盤調査設計業務
図面名	堆肥盤構造図(2/2)
作成年月日	平成 29 年 8 月 10 日
縮尺	図示 図面番号 6
会社名	有限会社道農測量センター
事業者名	一般社団法人 北海道軽種馬振興公社

縦壁配筋図

平面図

S=1:50

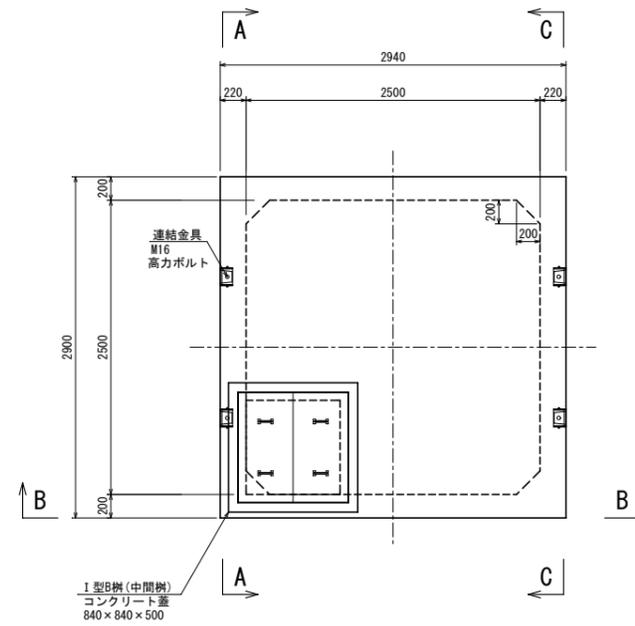


工事名	平成29年度 堆肥盤調査設計業務
図面名	縦壁配筋図
作成年月日	平成 29 年 8 月 10 日
縮尺	図示 図面番号 7
会社名	有限会社道農測量センター
事業者名	一般社団法人 北海道軽種馬振興公社

製品図(参考図)

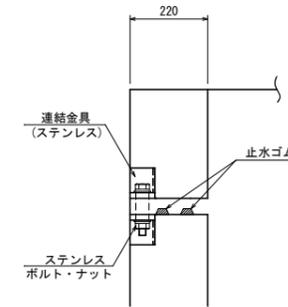
平面図

S=1:30



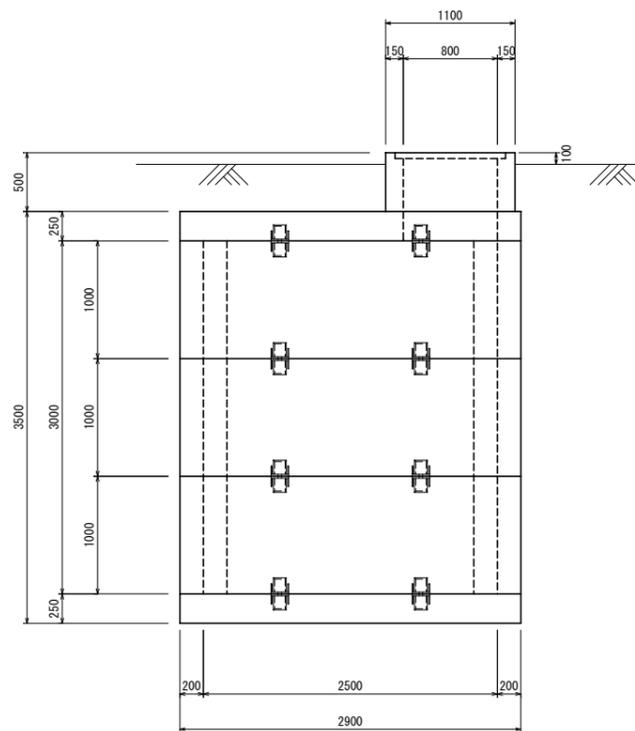
接合部詳細図

S=1:10



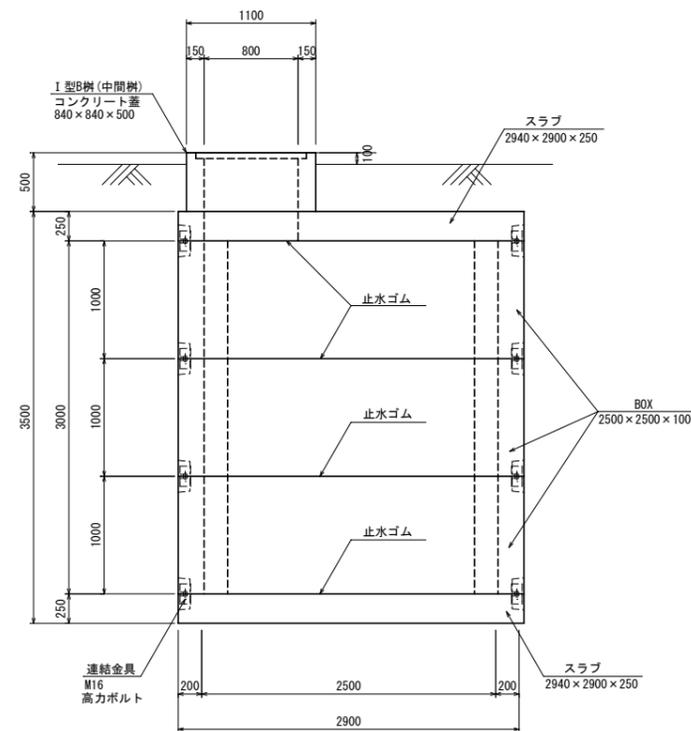
A - A

S=1:30



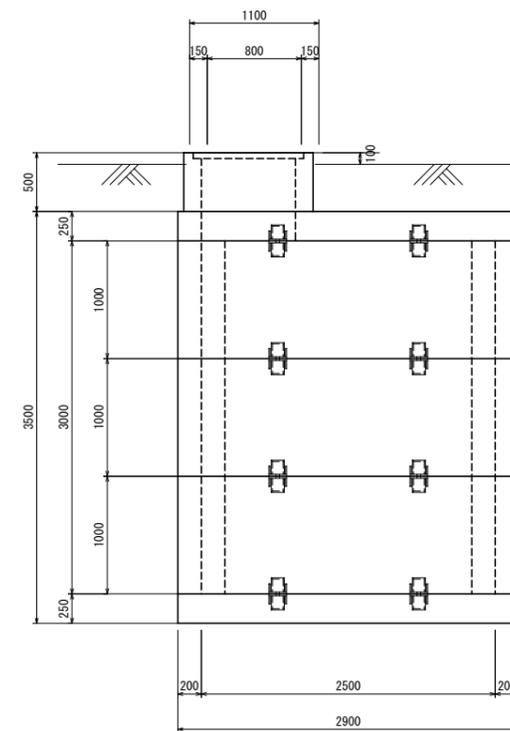
B - B

S=1:30



C - C

S=1:30



工事名	平成29年度 堆肥盤調査設計業務		
図面名	製品図(参考図)		
作成年月日	平成 29 年 8 月 10 日		
縮尺	図示	図面番号	9
会社名	有限会社道農測量センター		
事業者名	一般社団法人 北海道軽種馬振興公社		